

特約条項

《医療保険中途付加用》



もくじ

特約条項

●入院一時給付特約（2020）	約款 1
●先進医療給付特約	約款10
●女性疾病給付特約（2019）	約款17
●通院給付特約（2019）	約款29
●がん一時給付特約（2020）	約款38
●三大疾病一時給付特約（2020）	約款47
●責任開始期に関する特約	約款56

入院一時給付特約 (2020) 目次

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の保険期間

2. 入院一時給付金の支払

- 第3条 入院一時給付金の支払
- 第4条 入院一時給付金の支払に関する補則
- 第5条 入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第6条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第7条 特約保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第10条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第11条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

- 第12条 告知義務
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 特約を解除できない場合
- 第15条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第16条 特約の解約
- 第17条 入院一時給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第18条 入院一時給付金額の減額

10. 払戻金

- 第19条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第20条 契約者配当

12. 管轄裁判所

- 第21条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第22条 主約款の規定の準用

別表 1 請求書類

別表 2 入院

別表 3 対象となる不慮の事故

別表 4 異常分娩

別表 5 薬物依存

別表 6 病院または診療所

特約

入院一時給付特約 (2020)

入院一時給付特約 (2020)

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
入院一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に傷害または疾病の治療を目的とする入院をしたときにお支払いします。

1. 総則

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条 (特約の保険期間)

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱

範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 入院一時給付金の支払

第3条（入院一時給付金の支払）

この特約において支払う入院一時給付金はつぎの表のとおりです。

名称	入院一時給付金を支払う場合（以下「入院一時給付金の支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	入院一時給付金の支払事由に該当しても入院一時給付金を支払わない場合
入院一時給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかを直接の原因とし、その治療を目的として主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる別表2に定める入院（以下「入院」といいます。）をしたとき</p> <p>1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発生した別表3に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）その他の外因による傷害</p> <p>2. この特約の責任開始期以後に発病した疾病（別表4に定める異常分娩を含みます。以下、同様とします。）</p>	1回の入院につき、入院一時給付金額	主契約の給付金の受取人	<p>つぎのいずれかにより、左記の入院一時給付金の支払事由に該当したとき</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の別表5に定める薬物依存</p> <p>8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波</p>

第4条（入院一時給付金の支払に関する補則）

- ① 前条に規定する入院一時給付金の支払金額は、支払われることとなる入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始した日の入院一時給付金額とします。
- ② 被保険者が前条に規定する入院を2回以上した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされる入院については、入院一時給付金の支払は1回限りとします。また、入院一時給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始した場合についても、それらの入院を通じて、入院一時給付金の支払は1回限りとします。
- ③ 被保険者が前条に規定する入院を開始したときに、異なる不慮の事故その他の外因による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に、異なる不慮の事故その他の外因による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めたときは、前条に規定する入院の直接の原因となった傷害または疾病に含めて、前条の規定を適用します。
- ④ 被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を同一の日に2回以上した場合でも、入院一時給付金を重複しては支払いません。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院した場合でも、それらの原因により入院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、入院一時給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑥ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院の場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の入院一時給付金の支払の規定を適用します。
- ⑦ 前条の入院一時給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として入院一時給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で入院一時給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を

受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、入院一時給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ⑧ 前条および前7項の規定にかかわらず、入院一時給付金を支払う回数の通算の限度（以下「給付回数の限度」といいます。）は、給付回数を通算して50回とします。

第5条（入院一時給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 入院一時給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または入院一時給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 入院一時給付金の支払事由が生じたときは、入院一時給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 入院一時給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第7条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、入院一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、入院一時給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。
1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. この特約の給付金の給付回数が第4条（入院一時給付金の支払に関する補則）第8項に定める通算の給付回数の限度（50回）に達したとき
 3. 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の給付日数がいずれも主約款に定める通算の給付日数の限度に達したとき。ただし、主契約に八大生活習慣病入院無制限給付特約が適用されている場合を除きます。

5. 特約の復活

第10条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第11条 (詐欺による特約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第12条 (告知義務)

会社が、この特約の締結または復活の際、入院一時給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第13条 (告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、入院一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第14条 (特約を解除できない場合)

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第12条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条 (重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または被保険者が、この特約の入院一時給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険契約者または被保険者が、この保険契約の給付金もしくは保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 3. この特約の入院一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または入院一時給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 4. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 5. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合

- ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
6. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
 - ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた入院一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに入院一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、入院一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第17条（入院一時給付金の受取人による特約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に際してつぎの各号のすべてを満たす入院一時給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第18条（入院一時給付金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、入院一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後の入院一時給付金額が会社の定める額に満たないときは、入院一時給付金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が入院一時給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 入院一時給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 入院一時給付金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第19条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第20条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

12. 管轄裁判所

第21条（管轄裁判所）

この特約における入院一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第22条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

備考

1. 治療を目的とする入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

2. 入院の日数が1日となる入院

入院の日数が1日となる入院については、別表2に定める入院の入院日と退院日が同一の日である場合で、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	入院一時給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類（ただし、不慮の事故でない場合は不要） (5) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (6) 入院一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	入院一時給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 入院一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 入院一時給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。</p>		

別表2 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落・ 墜落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥（吸引） 胃内容物の誤嚥（吸引）（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥（吸引）（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥（吸引）（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火及び火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉體行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・ 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ポツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表4 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿及び高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81～O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表5 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

先進医療給付特約 目次

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
第2条 特約の保険期間

2. 先進医療給付金の支払

- 第3条 先進医療給付金の支払
第4条 先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第5条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第6条 特約保険料の払込
第7条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
第8条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第9条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第10条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

- 第11条 告知義務
第12条 告知義務違反による解除
第13条 特約を解除できない場合
第14条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第15条 特約の解約
第16条 先進医療給付金の受取人による保険契約の存続

9. 払戻金

- 第17条 解約払戻金

10. 契約者配当

- 第18条 契約者配当

11. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- 第19条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

12. 管轄裁判所

- 第20条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第21条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 療養

別表3 公的医療保険制度

別表4 先進医療

別表5 先進医療に相当する患者申出療養

別表6 先進医療等にかかる技術料

別表7 薬物依存

先進医療給付特約

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名 称	給付の概要
先進医療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に先進医療等による療養を受けたときにお支払いします。

1. 総則

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 - 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

第2条 (特約の保険期間)

- この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 先進医療給付金の支払

第3条（先進医療給付金の支払）

① この特約において支払う先進医療給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	先進医療給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても先進医療給付金を支払わない場合
先進医療給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれにも該当する別表2に定める療養（以下「療養」といいます。）を受けたとき</p> <p>1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因とする療養であること</p> <p>2. 別表3に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）における別表4に定める先進医療による療養または別表5に定める先進医療に相当する患者申出療養（以下「先進医療等による療養」といいます。）であること</p>	別表6に定める先進医療等にかかる技術料と同額	主契約の給付金の受取人	<p>つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者の別表7に定める薬物依存</p> <p>8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波</p>

- ② 被保険者が同一の先進医療等による療養を複数回にわたって受けた場合は、その一連の先進医療等による療養を開始したときを療養を受けたときとみなして前項の先進医療給付金の支払事由に関する規定を適用します。
- ③ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因として先進医療等による療養を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した先進医療等による療養は、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に先進医療等による療養を受けたときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として先進医療等による療養を受けたものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として先進医療等による療養を受けたものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑤ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により先進医療等による療養を受けた場合でも、それらの原因により先進医療等による療養を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、先進医療給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑥ 前5項の規定にかかわらず、この特約による先進医療給付金の支払は、その支払金額を通算して2,000万円を限度とします。

第4条（先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 先進医療給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 先進医療給付金の支払事由が生じたときは、先進医療給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 先進医療給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」とい

います。)の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第5条 (特約保険料の払込免除)

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は、保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第6条 (特約保険料の払込)

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとしします。
- ③ 保険料(主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。)が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の支払いについては、次条第2項の規定を準用します。

第7条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料払込の猶予期間中に、先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、先進医療給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第8条 (特約の失効および消滅)

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 先進医療給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき

5. 特約の復活

第9条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第10条 (詐欺による特約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第11条 (告知義務)

会社が、この特約の締結または復活の際、先進医療給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第12条 (告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の

規定により、この特約を解除することができます。

- ③ 前項の場合には、会社は、先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、先進医療給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第13条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第14条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または被保険者が、先進医療給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 先進医療給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者、被保険者または先進医療給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた先進医療給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに先進医療給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、先進医療給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかった

ものとして取り扱います。

- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第15条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第16条（先進医療給付金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時点においてつぎの各号のすべてを満たす先進医療給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 払戻金

第17条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

10. 契約者配当

第18条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

11. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第19条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- ① 会社は、公的医療保険制度その他関連する法令等の改正が行なわれ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を変更することができます。
- ② 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

12. 管轄裁判所

第20条（管轄裁判所）

この特約における先進医療給付金または特約保険料の払戻免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第21条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	先進医療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 先進医療等にかかる技術料の支払を証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	先進医療給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 先進医療給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 療養

療養とは、つぎのいずれかに該当するものをいいます。

1. 診察
2. 薬剤または治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療

別表3 公的医療保険制度

公的医療保険制度とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表4 先進医療

先進医療とは、別表3の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、別表3の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養等、厚生労働大臣が定める先進医療でなくなっているものは除きます。

別表5 先進医療に相当する患者申出療養

先進医療に相当する患者申出療養とは、別表3の法律に定められる患者申出療養のうち、療養を受けた日現在、つぎのいずれにも該当するものをいいます。

1. 医療技術および対象となる負傷、疾病またはそれらの症状が、別表4に定める先進医療のうちいずれかのもの（以下、本別表において「当該先進医療」といいます。）と一致する療養であること
2. 患者申出療養の実施計画における適格基準その他の要件が、当該先進医療の実施計画のものと同等であると会社が認める療養であること

備考（別表5）

別表3の法律に定められる患者申出療養

厚生労働大臣が定める患者申出療養をいい、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行なわれる療養に限ります。

別表6 先進医療等にかかる技術料

先進医療等にかかる技術料とは、被保険者が受けた先進医療等による療養の技術に対する被保険者の支払額として、被保険者がその先進医療等による療養を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、つぎの費用などは含みません。

1. 公的医療保険制度の保険給付の対象となる費用（自己負担部分を含みます。）
2. 先進医療以外の評価療養のための費用
3. 患者申出療養のための費用（ただし、別表5に定める先進医療に相当する患者申出療養のための費用を除きます。）
4. 選定療養のための費用
5. 食事療養のための費用
6. 生活療養のための費用

別表7 薬物依存

薬物依存とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の保険期間
- 第3条 乳房再建術給付金の責任開始期
- 第4条 がんの定義および診断確定

2. 給付金の支払

- 第5条 給付金の支払
- 第6条 給付金の支払に関する補則
- 第7条 給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第8条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第9条 特約保険料の払込
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第12条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第13条 詐欺による特約の取消
- 第14条 がんの診断確定による特約の無効

7. 告知義務および特約の解除

- 第15条 告知義務
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 特約を解除できない場合
- 第18条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第19条 特約の解約
- 第20条 給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第21条 女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額の減額

10. 払戻金

- 第22条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第23条 契約者配当

12. 管轄裁判所

- 第24条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第25条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 対象となる女性疾病

別表3 新生物の形態の性状コード

別表4 病院または診療所

別表5 入院

別表6 乳房切除術

別表7 乳房再建術

女性疾病給付特約 (2019)

(この特約の内容)

この特約は、女性を被保険者とし、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
女性疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に女性疾病の治療を目的として入院したときにお支払いします。
乳房再建術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に所定の乳房再建術を受けたときにお支払いします。

1. 総則

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約を締結する際、保険契約者は、第6条（給付金の支払に関する補則）第9項に定める給付限度の型について主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の給付日数の限度と同一の日数となる型を選択することを要します。
- ④ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 - 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - 2. 第2項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）

- ⑤ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条 (特約の保険期間)

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

第3条 (乳房再建術給付金の責任開始期)

第5条 (給付金の支払) に規定する乳房再建術給付金は、第1条 (特約の締結および責任開始期) 第4項の規定にかかわらず、会社は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目 (ただし、第12条 (特約の復活) によりこの特約が復活された場合において、復活日がこの特約の責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目をこえている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。) から保険契約上の責任を負います。

第4条 (がんの定義および診断確定)

- ① この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物または上皮内新生物のうち、別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
- ② がんの診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
1. 病理組織学的所見 (生検を含みます。) による診断確定
 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

2. 給付金の支払

第5条 (給付金の支払)

この特約において支払う給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払金額	受取人
女性疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する入院をしたとき 1. この特約の責任開始期 (復活が行なわれた場合には、最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下、同様とします。) 以後に発病した別表2に定める女性疾病 (以下「女性疾病」といいます。) を直接の原因とし、その女性疾病の治療を目的とする入院であること 2. 別表4に定める病院または診療所 (以下「病院または診療所」といいます。) における別表5に定める入院であること 3. 入院日数が1日以上であること	1回の入院につき、 女性疾病入院給付金日額 × 入院日数	主契約の給付金の受取人
乳房再建術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれにも該当したとき 1. 給付責任開始日前にがんが診断確定されることがないこと 2. 給付責任開始日以後、生まれて初めて女性疾病のうち乳房の悪性新生物と診断確定され、その乳房の悪性新生物を直接の原因とし、その治療を目的とする別表6に定める乳房切除術を受けたこと 3. 前2. の手術を受けた乳房について、別表7に定める乳房再建術を受けたこと 4. 前2. および前3. について、病院または診療所 (患者を入院させる施設を有しない診療所を含みます。) において受けた手術であること	乳房再建術給付金額	主契約の給付金の受取人

第6条 (給付金の支払に関する補則)

- ① 被保険者の入院中に女性疾病入院給付金日額の減額があった場合には、女性疾病入院給付金の支払金額は各日現在の女性疾病入院給付金日額を基準として計算します。
- ② 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらの入院が同一の疾病によるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなし、各入院について日数を合算して前条の女性疾病入院給付金の支払の規定を適用します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われるこ

- となった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過して開始した入院については、新たな入院として前条の女性疾病入院給付金の支払の規定を適用します。
- ③ 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる女性疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる女性疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性疾病により継続して入院したものとみなします。
- ④ 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を同一の日に2回以上した場合でも、女性疾病入院給付金を重複しては支払いません。
- ⑤ 被保険者が女性疾病以外の原因による入院中に、女性疾病を併発し、その女性疾病について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日からその治療を終了した日までの入院について、女性疾病を直接の原因とする入院とみなして前条の女性疾病入院給付金の支払の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が、前条に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合は、それらの事由が生じた時を含んで継続しているその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- ⑦ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性疾病を直接の原因とする入院の場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の女性疾病入院給付金の支払の規定を適用します。
- ⑧ 前条の女性疾病入院給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した女性疾病を直接の原因として女性疾病入院給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその女性疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で女性疾病入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その女性疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、女性疾病入院給付金を支払います。ただし、その女性疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑨ 前条および前8項の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金を支払う日数の限度（以下「給付日数の限度」といいます。）は、つぎのとおりとします。

給付限度の型	給付日数の限度	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日

- ⑩ 前条の乳房再建術給付金の支払の規定にかかわらず、乳房再建術給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて、一乳房につき1回限りとします。

第7条（給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金の支払事由が生じたときは、給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第9条 (特約保険料の払込)

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料(主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。)が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第10条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料払込の猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条 (特約の失効および消滅)

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. この特約の女性疾病入院給付金の給付日数が第6条(給付金の支払に関する補則)第9項に定める通算の給付日数の限度(1,095日分)に達し、かつ、乳房再建術給付金の支払回数が同条第10項により2回に達したとき

5. 特約の復活

第12条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第13条 (詐欺による特約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第14条 (がんの診断確定による特約の無効)

- ① 被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がんを診断確定されたために乳房再建術給付金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当した場合を除きます。
 1. 第16条(告知義務違反による解除)または第18条(重大事由による解除)の規定により、この特約が解除される時
 2. 会社がこの特約の女性疾病入院給付金の請求を受け、その女性疾病入院給付金を支払うこととなったとき
- ② 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

7. 告知義務および特約の解除

第15条 (告知義務)

会社が、この特約の締結または復活の際、給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第16条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第17条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第15条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第15条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第15条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第18条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. この特約の給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 2. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 3. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この

場合に、すでに給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第19条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第20条（給付金の受取人による特約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第21条（女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額が会社の定める額に満たないときは、女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 女性疾病入院給付金日額または乳房再建術給付金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第22条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

12. 管轄裁判所

第24条（管轄裁判所）

この特約における給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第25条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

備考

治療を目的とする入院

美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とする入院」には該当しません。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	女性疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 女性疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
2	乳房再建術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 乳房再建術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
5	特約内容の変更 女性疾病入院給付金日額の減額 乳房再建術給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。</p>		

特約

女性疾病給付特約
(2019)

別表2 対象となる女性疾病

対象となる女性疾病とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00-C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45-C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51-C58
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
上皮内新生物	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	・骨髄線維症	D47.4
	・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.5
	口腔、食道及び胃の上皮内癌	D00
	その他及び部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	中耳及び呼吸器系の上皮内癌	D02
	上皮内黒色腫	D03
	皮膚の上皮内癌	D04
乳房の上皮内癌	D05	
子宮頸（部）の上皮内癌	D06	
その他及び部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）のうち、		
・子宮内膜	D07.0	
・外陰部	D07.1	
・膣	D07.2	
・その他及び部位不明の女性生殖器	D07.3	
その他及び部位不明の上皮内癌	D09	

疾病名	分類項目	基本分類コード	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	乳房の良性新生物<腫瘍>	D24	
	子宮平滑筋腫	D25	
	子宮のその他の良性新生物<腫瘍>	D26	
	卵巣の良性新生物<腫瘍>	D27	
	その他及び部位不明の女性生殖器の良性新生物<腫瘍>	D28	
	女性生殖器の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍>	D39	
	その他及び部位不明の性状不詳又は不明の新生物<腫瘍> (D48) のうち、 ・乳房	D48.6	
内分泌、栄養および代謝疾患	甲状腺障害	E00-E07	
	クッシング< Cushing >症候群	E24	
	卵巣機能障害	E28	
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害	栄養性貧血	D50-D53	
	後天性溶血性貧血	D59	
	無形成性貧血及びその他の貧血	D60-D64	
	播種性血管内凝固症候群 [脱線維素症候群]	D65	
	紫斑病及びその他の出血性病態 (D69) のうち、 ・アレルギー性紫斑病	D69.0	
	・血小板機能異常症	D69.1	
	・その他の血小板非減少性紫斑病	D69.2	
	・特発性血小板減少性紫斑病	D69.3	
	・その他の原発性血小板減少症	D69.4	
・続発性血小板減少症	D69.5		
・血小板減少症、詳細不明	D69.6		
循環器系の疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09	
	虚血性心疾患	I20-I25	
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26-I28	
	その他の型の心疾患	I30-I52	
	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G45	
	脳血管疾患	I60-I69	
	その他のえ<壊>死性血管障害 (M31) のうち、 ・大動脈弓症候群 [高安病]	M31.4	
	下肢の静脈瘤	I83	
	その他の部位の静脈瘤 (I86) のうち、 ・外陰静脈瘤	I86.3	
	低血圧 (症)	I95	
	循環器系の処置後障害、他に分類されないもの (I97) のうち、 ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I97.2	
	消化器系の疾患	胆石症	K80
		胆のう<嚢>炎	K81
胆のう<嚢>のその他の疾患		K82	
胆道のその他の疾患		K83	

疾病名	分類項目	基本分類コード
腎尿路生殖器系の疾患	糸球体疾患	N00-N08
	腎尿細管間質性疾患	N10-N16
	腎不全	N17-N19
	腎結石及び尿管結石	N20
	下部尿路結石	N21
	他に分類される疾患における尿路結石	N22
	腎及び尿管のその他の障害、他に分類されないもの	N28
	他に分類される疾患における腎及び尿管のその他の障害	N29
	尿路系のその他の疾患	N30-N39
	乳房の障害	N60-N64
	女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70-N77
	女性生殖器の非炎症性障害（ただし、N97.4は除く）	N80-N98
妊娠、分娩および産じょく<褥>	流産に終わった妊娠	O00-O08
	妊娠、分娩及び産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿及び高血圧性障害	O10-O16
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20-O29
	胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30-O48
	分娩の合併症	O60-O75
	分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81-O84
	主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85-O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94-O99	
筋骨格系および結合組織の疾患	血清反応陽性関節リウマチ	M05
	その他の関節リウマチ	M06
	若年性関節炎	M08
	他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡>< SLE >	M32
	皮膚（多発性）筋炎	M33
	全身性硬化症	M34
	その他の全身性結合組織疾患（M35）のうち、	
	・乾燥症候群 [シェーグレン< Sjögren >症候群]	M35.0
	・その他の重複症候群	M35.1
・リウマチ性多発筋痛症	M35.3	
・その他の明示された全身性結合組織疾患	M35.8	
・全身性結合組織疾患、詳細不明	M35.9	

(注) 上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表に掲げる女性疾病以外に新たに上記表に掲げる女性疾病に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる女性疾病に含めることがあります。

別表3 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表6 乳房切除術

「乳房切除術」とは、乳房の皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。

別表7 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房切除術により喪失された乳房の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の保険期間

2. 通院給付金の支払

- 第3条 通院給付金の支払
- 第4条 通院給付金の支払に関する補則
- 第5条 通院給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第6条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第7条 特約保険料の払込
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第10条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第11条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

- 第12条 告知義務
- 第13条 告知義務違反による解除
- 第14条 特約を解除できない場合
- 第15条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第16条 特約の解約
- 第17条 通院給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第18条 通院給付金日額の減額

10. 払戻金

- 第19条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第20条 契約者配当

12. 管轄裁判所

- 第21条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第22条 主約款の規定の準用

別表 1 請求書類

別表 2 対象となる不慮の事故

別表 3 異常分娩

別表 4 通院

別表 5 病院または診療所

別表 6 薬物依存

通院給付特約 (2019)

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に傷害または疾病の治療を目的とする入院をし、退院後に通院したときにお支払いします。

1. 総則

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条 (特約の保険期間)

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱

範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 通院給付金の支払

第3条（通院給付金の支払）

この特約において支払う通院給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	通院給付金を支払う場合（以下「通院給付金の支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	通院給付金の支払事由に該当しても通院給付金を支払わない場合
通院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれにも該当する通院をしたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院の直接の原因となった別表2に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）その他の外因による傷害または疾病（別表3に定める異常分娩を含みます。以下、同様とします。）の治療を目的とする別表4に定める通院（以下「通院」といいます。）であること 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間（以下「通院対象期間」といいます。）の通院であること 別表5に定める病院または診療所における通院であること 	$1 \text{ 回の通院対象期間中の通院につき、} \\ \text{通院給付金日額} \\ \times \\ \text{通院日数}$	主契約の給付金の受取人	<p>つぎのいずれかにより、左記の通院給付金の支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 被保険者の別表6に定める薬物依存 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

第4条（通院給付金の支払に関する補則）

- 被保険者の通院対象期間中に通院給付金日額の減額があった場合には、通院給付金の支払金額は各日現在の通院給付金日額を基準として計算します。
- 被保険者が前条に規定する入院を2回以上した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされる入院については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 最終の入院の退院日（1回の入院の給付日数が主約款に定める限度をこえる場合は、その給付日数が主約款に定める限度となる日を含んだ入院の退院日）を前条に規定する入院の退院日とみなします。
 - 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日前までの間に通院したときは、それらの入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とする通院については、前条に規定する通院とみなします。
- 被保険者が前条に規定する入院を開始したときに、異なる不慮の事故その他の外因による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に、異なる不慮の事故その他の外因による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めたときは、前条に規定する入院の直接の原因となった傷害または疾病に含めて、前条の規定を適用します。
- 被保険者が前条に規定する入院をした日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- つぎの各号のいずれかに該当した場合には、通院給付金を重複して支払いません。
 - 被保険者が、同一の日に2回以上通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）
 - 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- 通院対象期間中につぎの各号のいずれかの事由が生じた場合、その通院対象期間中の通院については、その直前の入院の退院日を前条に規定する入院の退院日として、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。
 - この特約の保険期間が満了したとき
 - 第9条（特約の失効および消滅）第2項第3号に該当したことによりこの特約が消滅したとき
- 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により通院した場合でも、それらの原因により通院した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その影響の程度に応じ、通院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故その他の外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院の場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経

過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前条の通院給付金の支払の規定を適用します。

- ⑨ 前条の通院給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として通院給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で通院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、通院給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑩ 前条および前9項の規定にかかわらず、通院給付金を支払う日数の限度（以下「給付日数の限度」といいます。）は、つぎのとおりとします。

給付日数の限度	
1回の通院対象期間中の通院	通算
30日	1,095日

第5条（通院給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 通院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 通院給付金の支払事由が生じたときは、通院給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 通院給付金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第7条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに通院給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、通院給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、通院給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条 (特約の失効および消滅)

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. この特約の給付金の給付日数が第4条 (通院給付金の支払に関する補則) 第10項に定める通算の給付日数の限度 (1,095日分) に達したとき
 3. 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の給付日数がいずれも主約款に定める通算の給付日数の限度に達したとき。ただし、主契約に八大生活習慣病入院無制限給付特約が適用されている場合を除きます。

5. 特約の復活

第10条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしません。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第11条 (詐欺による特約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第12条 (告知義務)

会社が、この特約の締結または復活の際、通院給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第13条 (告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、通院給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第14条 (特約を解除できない場合)

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者 (会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。) が、保険契約者または被保険者が第12条 (告知義務) の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条 (告知義務) の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由

が生じていた場合を除きます。

- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者または被保険者が、この特約の通院給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. この特約の通院給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または通院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた通院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに通院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、通院給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第17条（通院給付金の受取人による特約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす通院給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第18条（通院給付金日額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の通院給付金日額が会社の定める額に満たないときは、通院給付金日額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が通院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 通院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 通院給付金日額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第19条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第20条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

12. 管轄裁判所

第21条（管轄裁判所）

この特約における通院給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第22条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

備考

治療を目的とする通院

治療処置を伴わない薬剤、治療材料の購入、受取のみの通院などは、「治療を目的とする通院」には該当しません。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	通院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 通院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	通院給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 通院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 通院給付金日額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落・ 墜落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49） （注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死及び溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥（吸引） 胃内容物の誤嚥（吸引）（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥（吸引）（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥（吸引）（W80）
・ 電流、放射線並びに極端な気温及び気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧及び気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火及び火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱及び高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行及び欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばり及び激しい運動又は反復性の運動（X50）中の過度の肉體行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行及び移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害及び死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入及び戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
5. 内科的及び外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤及び生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・ 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療及び診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及びその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表3 異常分娩

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿及び高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81～O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表4 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表5に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

がん一時給付特約 (2020) 目次

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の保険期間
- 第3条 がん一時給付金の責任開始期
- 第4条 がんの定義および診断確定

2. がん一時給付金の支払

- 第5条 がん一時給付金の支払
- 第6条 がん一時給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第7条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第8条 特約保険料の払込
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第11条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第12条 詐欺による特約の取消
- 第13条 がんの診断確定による特約の無効

7. 告知義務および特約の解除

- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 特約を解除できない場合
- 第17条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第18条 特約の解約
- 第19条 がん一時給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第20条 がん一時給付金額の減額

10. 払戻金

- 第21条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第22条 契約者配当

12. 管轄裁判所

- 第23条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第24条 主約款の規定の準用

別表 1 請求書類

別表 2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物

別表 3 新生物の形態の性状コード

別表 4 病院または診療所

別表 5 入院

特約

がん一時給付特約 (2020)

がん一時給付特約 (2020)

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したときにお支払いします。 1. がんと診断確定されたとき 2. がんにより入院をしたとき

1. 総則

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条 (特約の保険期間)

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

第3条 (がん一時給付金の責任開始期)

第5条 (がん一時給付金の支払) に規定するがん一時給付金は、第1条 (特約の締結および責任開始期) 第3項の規定にかかわらず、会社は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目 (ただし、第11条 (特約の復活) によりこの特約が復活された場合において、復活日がこの特約の責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目をこえている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。) から保険契約上の責任を負います。

第4条 (がんの定義および診断確定)

- ① この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物または上皮内新生物のうち、別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
- ② がんの診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
 1. 病理組織学的所見 (生検を含みます。) による診断確定
 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

2. がん一時給付金の支払

第5条 (がん一時給付金の支払)

- ① この特約において支払うがん一時給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	がん一時給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払金額	受取人
がん一時給付金	給付責任開始日前にがんを診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき 1. 給付責任開始日以後、生まれて初めてがんを診断確定されたとき 2. 給付責任開始日以後に発病し、診断確定されたがんを直接の原因とし、その治療を目的として、別表4に定める病院または診療所 (以下「病院または診療所」といいます。) に、別表5に定める入院 (以下「入院」といいます。) をしたとき	がん一時給付金額	主契約の給付金の受取人

- ② 被保険者ががん一時給付金の支払事由に該当してがん一時給付金が支払われた場合において、そのがん一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内にごん一時給付金の支払事由に該当したときは、前項の規定にかかわらず、がん一時給付金を支払いません。
- ③ 被保険者ががん一時給付金の支払われることとなった入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にがん一時給付金の支払事由に該当する入院を継続している場合には、その日に入院を開始したものとみなして、がん一時給付金を支払います。
- ④ 被保険者が同一の日にごん一時給付金の支払事由に2回以上該当した場合は、がん一時給付金を重複しては支払いません。
- ⑤ 被保険者ががん以外の原因による入院中に、がんを併発し、そのがんについて入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日にごんを直接の原因とする入院をしたものとみなして本条の規定を適用します。

第6条 (がん一時給付金の請求、支払時期および支払場所)

- ① がん一時給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはがん一時給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② がん一時給付金の支払事由が生じたときは、がん一時給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類 (以下「請求書類」といいます。) を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ がん一時給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款 (以下「主約款」といいます。) の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第8条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとしします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までにがん一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、がん一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、がん一時給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅します。

5. 特約の復活

第11条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとしします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第12条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第13条（がんの診断確定による特約の無効）

- ① 被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がんと診断確定されたためにがん一時給付金が支払われない場合は、この特約を無効とします。ただし、第15条（告知義務違反による解除）または第17条（重大事由による解除）の規定により、この特約が解除される場合を除きます。
- ② 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 被保険者が告知前にがんと診断確定されたことについて、保険契約者および被保険者がその事実を知らなかったとき
すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。
 2. 被保険者が告知前にがんと診断確定されたことについて、保険契約者または被保険者がその事実を知っていたとき
すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻しません。
 3. 被保険者が告知の時から給付責任開始日の前日までにがんと診断確定されたとき
すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

7. 告知義務および特約の解除

第14条 (告知義務)

会社が、この特約の締結または復活の際、がん一時給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第15条 (告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、がん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、がん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでにごん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、がん一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、がん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第16条 (特約を解除できない場合)

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいてがん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第17条 (重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. この特約のがん一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者またはがん一時給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 2. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかるがん一時給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 3. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 会社は、がん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じたがん一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由によるがん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでにごん一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、がん一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第18条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第19条（がん一時給付金の受取人による特約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に際してつぎの各号のすべてを満たすがん一時給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第20条（がん一時給付金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、がん一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後のがん一時給付金額が会社の定める額に満たないときは、がん一時給付金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者ががん一時給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ がん一時給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ がん一時給付金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第21条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

12. 管轄裁判所

第23条（管轄裁判所）

この特約におけるがん一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	がん一時給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) がん一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	がん一時給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) がん一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 がん一時給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。</p>		

別表2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物

対象となる悪性新生物、上皮内新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00-C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45-C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
悪性新生物	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち、	
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	・骨髄線維症	D47.4
	・慢性好酸球性白血病 [好酸球増加症候群]	D47.5
上皮内新生物	上皮内新生物<腫瘍>	D00-D09

(注) 上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、上皮内新生物に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内新生物に含めることがあります。

別表3 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(この特約の内容)

1. 総則

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の保険期間
- 第3条 がん一時給付金の責任開始期
- 第4条 がんの定義および診断確定

2. 三大疾病一時給付金の支払

- 第5条 三大疾病一時給付金の支払
- 第6条 三大疾病一時給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

- 第7条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

- 第8条 特約保険料の払込
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

- 第11条 特約の復活

6. 特約の取消または無効

- 第12条 詐欺による特約の取消
- 第13条 がんの診断確定による特約の無効

7. 告知義務および特約の解除

- 第14条 告知義務
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 特約を解除できない場合
- 第17条 重大事由による解除

8. 特約の解約

- 第18条 特約の解約
- 第19条 三大疾病一時給付金の受取人による特約の存続

9. 特約内容の変更

- 第20条 三大疾病一時給付金額の減額

10. 払戻金

- 第21条 解約払戻金

11. 契約者配当

- 第22条 契約者配当

12. 管轄裁判所

- 第23条 管轄裁判所

13. 主約款の規定の準用

- 第24条 主約款の規定の準用

別表1 請求書類

別表2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患

別表3 新生物の形態の性状コード

別表4 病院または診療所

別表5 入院

三大疾病一時給付特約 (2020)

(この特約の内容)

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要
がん一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したときにお支払いします。 1. がんと診断確定されたとき 2. がんにより入院をしたとき
心疾患一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に心疾患により入院をしたときにお支払いします。
脳血管疾患一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に脳血管疾患により入院をしたときにお支払いします。

1. 総則

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- ① この特約は、主たる保険契約 (以下「主契約」といいます。) の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 - 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 - 2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時 (被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)

- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、保険契約者に書面により通知します。

第2条 (特約の保険期間)

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

第3条 (がん一時給付金の責任開始期)

第5条 (三大疾病一時給付金の支払) に規定するがん一時給付金は、第1条 (特約の締結および責任開始期) 第3項の規定にかかわらず、会社は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて91日目 (ただし、第11条 (特約の復活) によりこの特約が復活された場合において、復活日がこの特約の責任開始期の属する日よりその日を含めて90日目をこえている場合は復活日とします。以下「給付責任開始日」といいます。) から保険契約上の責任を負います。

第4条 (がんの定義および診断確定)

- ① この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物または上皮内新生物のうち、別表3に定める新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
- ② がんの診断確定は、つぎのいずれかによる必要があります。
1. 病理組織学的所見 (生検を含みます。) による診断確定
 2. 病理組織学的所見が行なわれなかった場合でその検査が行なわれなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときはその診断確定

2. 三大疾病一時給付金の支払

第5条 (三大疾病一時給付金の支払)

- ① この特約において支払う三大疾病一時給付金の種類は、つぎの表のとおりです。

名称	三大疾病一時給付金を支払う場合 (以下「支払事由」といいます。)	支払金額	受取人
がん一時給付金	給付責任開始日前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき 1. 給付責任開始日以後、生まれて初めてがんと診断確定されたとき 2. 給付責任開始日以後に発病し、診断確定されたがんを直接の原因とし、その治療を目的として、別表4に定める病院または診療所 (以下「病院または診療所」といいます。) に、別表5に定める入院 (以下「入院」といいます。) をしたとき	三大疾病一時給付金額	主契約の給付金の受取人
心疾患一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期 (復活が行なわれた場合には、最後の復活の際のこの特約の責任開始期。以下、同様とします。) 以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める心疾患 (以下「心疾患」といいます。) を発病し、その心疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき	1. 心疾患のうち急性心筋梗塞または再発性心筋梗塞 (以下「急性心筋梗塞」といいます。) の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額 2. 前1. の急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額の50%	主契約の給付金の受取人
脳血管疾患一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後に発病した疾病を原因として、別表2に定める脳血管疾患 (以下「脳血管疾患」といいます。) を発病し、その脳血管疾患を直接の原因とし、その治療を目的として、病院または診療所に入院をしたとき	1. 脳血管疾患のうちくも膜下出血、脳内出血または脳梗塞 (以下「脳卒中」といいます。) の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額 2. 前1. の脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とする入院の場合 三大疾病一時給付金額の50%	主契約の給付金の受取人

- ② 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当した場合は、三大疾病一時給付金額の50%を支払います。
1. 急性心筋梗塞以外の心疾患により心疾患一時給付金が支払われ、その支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に急性心筋梗塞により心疾患一時給付金の支払事由に該当したとき
 2. 脳卒中以外の脳血管疾患により脳血管疾患一時給付金が支払われ、その脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に脳卒中により脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当したとき
- ③ 被保険者が三大疾病一時給付金の支払事由に該当して三大疾病一時給付金が支払われた場合において、その三大疾病一時給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に同一の種類の三大疾病一時給付金の支払事由に該当したときは、第1項の規定にかかわらず、三大疾病一時給付金を支払いません。ただし、前項各号のいずれかに該当した場合を除きます。
- ④ 被保険者が三大疾病一時給付金の支払われることとなった入院の開始日からその日を含めて1年を経過した日の翌日に三大疾病一時給付金の支払事由に該当する入院を継続している場合には、その日に入院を開始したものとみなして、三大疾病一時給付金を支払います。
- ⑤ 被保険者ががん、心疾患または脳血管疾患（以下「三大疾病」といいます。）の原因による入院中に、異なる三大疾病を併発し、その異なる三大疾病について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日にその異なる三大疾病を直接の原因とする入院をしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ 被保険者が同一の日に同一の種類の三大疾病一時給付金の支払事由に2回以上該当した場合は、支払金額の高いいずれか1つの支払事由についてのみ三大疾病一時給付金を支払い、三大疾病一時給付金を重複しては支払いません。
- ⑦ 被保険者が三大疾病以外の原因による入院中に、三大疾病を併発し、その三大疾病について入院を要する治療を受けたときは、その治療を開始した日に三大疾病を直接の原因とする入院をしたものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を原因として、心疾患または脳血管疾患を発病し、その心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする入院の場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 本条の心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として第1項により心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第6条（三大疾病一時給付金の請求、支払時期および支払場所）

- ① 三大疾病一時給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者または三大疾病一時給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 三大疾病一時給付金の支払事由が生じたときは、三大疾病一時給付金の受取人は、すみやかに別表1に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 三大疾病一時給付金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定を準用します。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第8条 (特約保険料の払込)

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料(主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。)が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに三大疾病一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項ただし書の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第9条 (猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- ① 保険料払込の猶予期間中に、三大疾病一時給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、三大疾病一時給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 (特約の失効および消滅)

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅します。

5. 特約の復活

第11条 (特約の復活)

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消または無効

第12条 (詐欺による特約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第13条 (がんの診断確定による特約の無効)

- ① 被保険者が、告知前または告知の時から給付責任開始日の前日までに、がんと診断確定されたためにがん一時給付金が支払われない場合で、その診断確定の日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約を無効とします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当した場合を除きます。
 1. 第15条(告知義務違反による解除)または第17条(重大事由による解除)の規定により、この特約が解除される時
 2. 会社がこの特約の心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金の請求を受け、その心疾患一時給付金または脳血管疾患一時給付金を支払うこととなったとき
- ② 前項の規定によりこの特約が無効とされた場合には、すでに払い込まれたこの特約の保険料に相当する金額を保険契約者に払い戻します。

7. 告知義務および特約の解除

第14条 (告知義務)

会社が、この特約の締結または復活の際、三大疾病一時給付金の支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第15条 (告知義務違反による解除)

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 会社は、三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、三大疾病一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

第16条 (特約を解除できない場合)

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第14条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条(告知義務)の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第17条 (重大事由による解除)

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. この特約の三大疾病一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または三大疾病一時給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 2. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる三大疾病一時給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 3. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 4. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた三大疾病一時給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由による三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに三大疾病一時給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、三大疾病一時給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合または保険契約者の住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主約款に定める死亡時払戻金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第18条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第19条（三大疾病一時給付金の受取人による特約の存続）

- ① 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいづれの各号のすべてを満たす三大疾病一時給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第20条（三大疾病一時給付金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、三大疾病一時給付金額を減額することができます。ただし、減額後の三大疾病一時給付金額が会社の定める額に満たないときは、三大疾病一時給付金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が三大疾病一時給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- ③ 三大疾病一時給付金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 三大疾病一時給付金額が減額されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 払戻金

第21条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 契約者配当

第22条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

12. 管轄裁判所

第23条（管轄裁判所）

この特約における三大疾病一時給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

13. 主約款の規定の準用

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	がん一時給付金 心疾患一時給付金 脳血管疾患一時給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 三大疾病一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	三大疾病一時給付金の受取人による特約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 三大疾病一時給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 三大疾病一時給付金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。</p>		

別表2 対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患

対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、以下の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

疾病名	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00-C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15-C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30-C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40-C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43-C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45-C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64-C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69-C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73-C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76-C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
		リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち、
	・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	・骨髄線維症	D47.4
	・慢性好酸球性白血病【好酸球増加症候群】	D47.5
上皮内新生物	上皮内新生物<腫瘍>	D00-D09
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05-I09
	虚血性心疾患	I20-I25
	・急性心筋梗塞	I21
	・再発性心筋梗塞	I22
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26-I28
	その他の型の心疾患	I30-I52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G45
	脳血管疾患	I60-I69
	・くも膜下出血	I60
	・脳内出血	I61
	・脳梗塞	I63

(注1) 上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記表に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患に分類された疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物、上皮内新生物、心疾患、脳血管疾患に含めることがあります。

(注2) 上記の分類項目（基本分類コード）において、急性心筋梗塞（I21）および再発性心筋梗塞（I22）を「急性心筋梗塞」、くも膜下出血（I60）、脳内出血（I61）および脳梗塞（I63）を「脳卒中」とします。

別表3 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものは厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2・・・上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(注) 上記の厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁コードが悪性または上皮内癌とされた疾病があるときは、会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めることがあります。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

責任開始期に関する特約 目次

(この特約の内容)

- 第1条 特約の適用
- 第2条 責任開始期
- 第3条 第1回保険料の払込および猶予期間
- 第4条 第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合

- 第5条 第1回保険料の不払による無効
- 第6条 特約の解約
- 第7条 主約款の規定の準用

責任開始期に関する特約

(この特約の内容)

この特約は、第1回保険料の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約申込書もしくは主特約の中途付加の申込書を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い方から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条 (特約の適用)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後、保険契約者からの申出があり、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

第2条 (責任開始期)

この特約を付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および主契約に中途付加する特約（以下「主特約」といいます。）の特約条項の規定にかかわらず、会社は、保険契約もしくは主特約の中途付加の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時（以下「責任開始期」といいます。）から保険契約上の責任を負います。

第3条 (第1回保険料の払込および猶予期間)

- ① 保険契約者は、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。また、主特約を主契約に中途付加する際は、主特約の第1回保険料とします。以下、同様とします。）を払込期間（責任開始期の属する日からその日を含めて責任開始期の属する月の翌月末日までとします。）に払い込んでください。
- ② 第1回保険料の払込の猶予期間（以下「猶予期間」といいます。）は、前項に定める払込期間の翌月初日から末日までとします。

第4条 (第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合)

- ① 第1回保険料の払込がないまま、猶予期間の満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、給付金、年金、一時金または払戻金（給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由が生じた場合には、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて差し引くべき第2回以後の未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料を含みます。以下、本項において同様とします。）を支払うべき金額から差し引きます。
 2. 前号の場合、保険金等が第1回保険料に不足するときは、保険契約者は、猶予期間の満了日までに第1回保険料を払い込んでください。この払込がない場合には、会社は、支払うべき保険金等を支払いません。
- ② 第1回保険料の払込がないまま、猶予期間の満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、猶予期間の満了日までに第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料を含みます。）を払い込んでください。この払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条 (第1回保険料の不払による無効)

猶予期間の満了日までに前条の規定に基づき第1回保険料の払込がない場合（前条第1項第1号に該当するときを除きます。）には、会社は、保険契約（主特約を主契約に中途付加する際は主特約）を無効とします。この場合、責任準備金その他の払戻金の払戻はありません。

第6条 (特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条 (主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命 お客様サービスセンター
受付時間9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

 **0120-302-572**

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦 1-1-1
お客様サービスセンター 0120-301-396
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>



「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。